

○平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等を定める件）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第 1 ～ 6 （略）</p> <p><u>第 7 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等</u></p> <p><u>1 識別符号の符号長</u></p> <p>識別符号の符号長は、48 ビット以上であること。ただし、<u>5, 150MHz を超え 5, 350MHz 以下又は 5, 470MHz を超え 5, 725MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、19 ビット以上であること。</u></p> <p><u>2 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定</u></p> <p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、<u>5, 150MHz を超え 5, 350MHz 以下又は 5, 470MHz を超え 5, 725MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送受信を行った無線設備が当該判定後 4 ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。</u></p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第 1 ～ 6 （略）</p>

<p>(1) <u>2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u>にあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うことができる。</p> <p>(2) <u>2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u>にあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。</p> <p>(3) <u>5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u>については、通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル100ミリボルトを超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。</p>	
---	--

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。